

神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画の 素案について

県では、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（以下「法」という。）に基づき策定している「神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」（以下「総量削減計画」という。）について、令和4年11月28日付けで、国が法に基づく「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を変更したことを受け、次期総量削減計画の策定の検討を進めている。

1 総量削減計画について

法第7条及び第9条の規定に基づき、自動車の交通が集中している地域で、大気汚染防止法等による措置のみでは大気環境基準の確保が困難であると認められる地域（以下「対策地域」という。）において、都道府県知事が、国の基本方針に則して、自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関し実施すべき施策について定める法定計画である。

※対策地域

8都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県）において対策地域が指定されており、本県では、18市7町の区域が指定されている。

【本県における対策地域】 18市7町

横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市（旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町を除く区域）、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、愛川町

2 次期総量削減計画素案の概要

(1) 次期計画策定の背景

県では、平成25年4月、国の基本方針に則して、令和2年度を目標年度とした総量削減計画を策定し、国、県、市町村、事業者及び県民の緊密な協力の下で施策の推進に取り組んだ結果、計画の最終目標である「令和2年度までに県内全域における大気環境基準を確保すること」を達成した。

その一方で、国は、8都府県の対策地域全体における令和2年度までの大気環境基準の確保という基本方針の目標については、ほぼ達成したと評価したが、一部の測定局では二酸化窒素に係る環境基準値を超過する可能性が十分低い濃度レベルには至らなかったこと等により、引き続き現行の法に基づく各種施策を継続する必要があるとして、令和4年11月28日付けで基本方針を変更し、目標年度を令和2年度

から令和8年度としたため、新たに計画を策定するものである。

※ なお、国からの通知により、次期総量削減計画を策定し施行するまでの間は、変更前の基本方針に基づき策定した総量削減計画による施策を引き続き着実に実施することとされている。

(2) 現行の総量削減計画の目標達成評価

ア 計画の目標

平成27年度までに、常時監視測定局において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成する。さらに、令和2年度までに、県内全域における大気環境基準を確保する。

イ 目標達成に必要な削減量

(ア) 窒素酸化物

県内における窒素酸化物の総排出量を、平成21年度の62,000トンから、平成27年度に53,700トン、令和2年度に48,300トンまで削減することを目途とする。

そのために、自動車から排出される窒素酸化物の量を、平成21年度の19,900トンから、平成27年度に14,500トン、令和2年度に10,800トンまで削減する。

(イ) 粒子状物質

県内における粒子状物質の総排出量を、平成21年度の3,310トンから、平成27年度に3,010トン、令和2年度に2,830トンまで削減することを目途とする。

そのために、自動車から排出される粒子状物質の量を、平成21年度の930トンから、平成27年度に760トン、令和2年度に640トンまで削減する。

ウ 計画の達成期間

平成25年4月1日から令和2年度まで

エ 目標達成評価

(ア) 環境基準の達成状況

平成27年度以降は、二酸化窒素と浮遊粒子状物質ともに、全ての常時監視測定局で環境基準を達成している。(図1、2)

(イ) 削減量の達成状況

令和2年度における自動車排出窒素酸化物の量は6,900 t、自動車排出粒子状物質の量は350 tであり、目標達成に必要な削減量を達成している。(図3、4)

(ウ) 全体評価

国が示した指標を基に県内の大気環境基準を評価した結果、県内全域における大気環境基準は確保されていると評価できるものであった。

図1 二酸化窒素に係る環境基準達成状況の推移

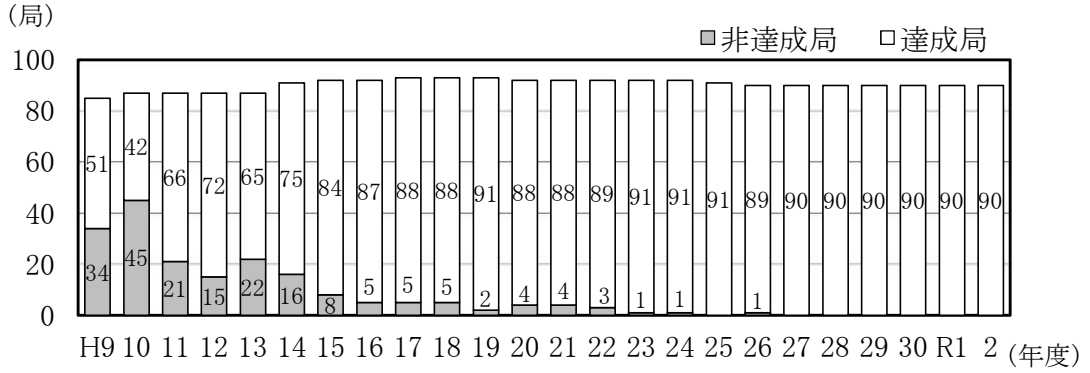


図2 浮遊粒子状物質に係る環境基準達成状況の推移

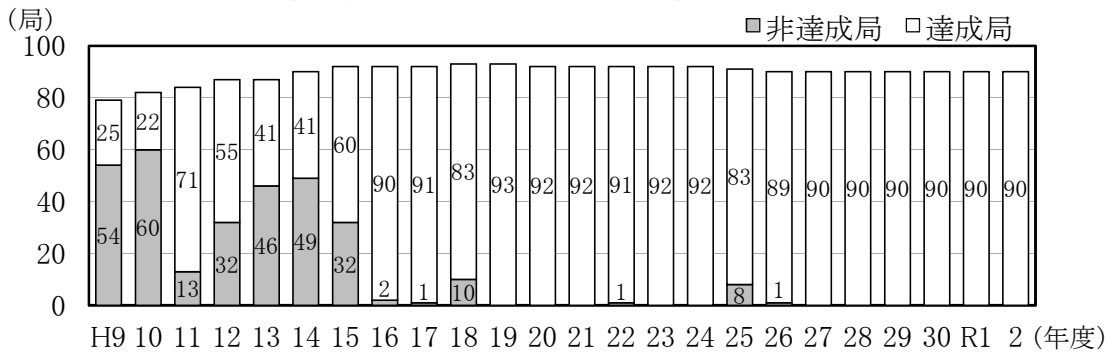


図3 自動車排出窒素酸化物の排出量の推移

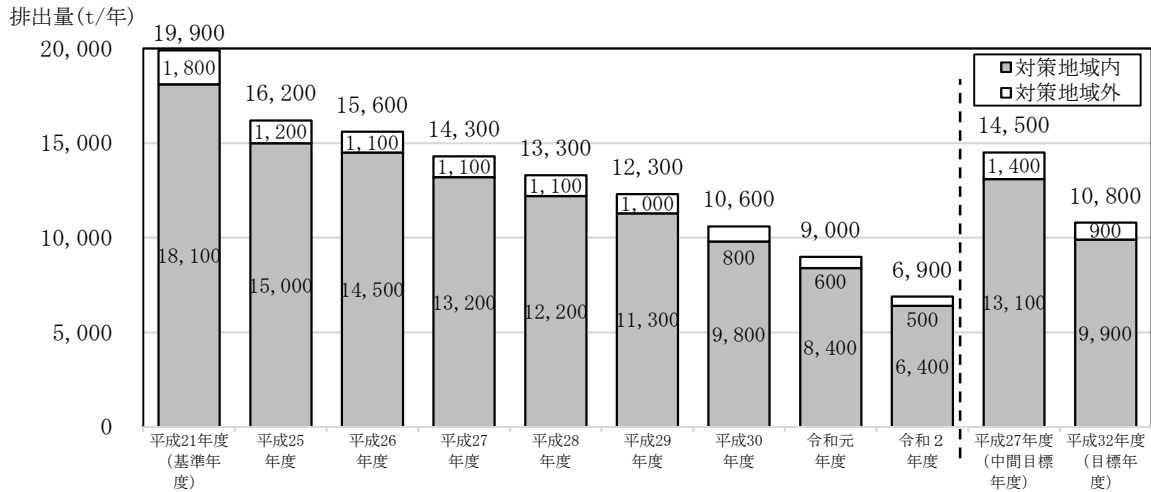
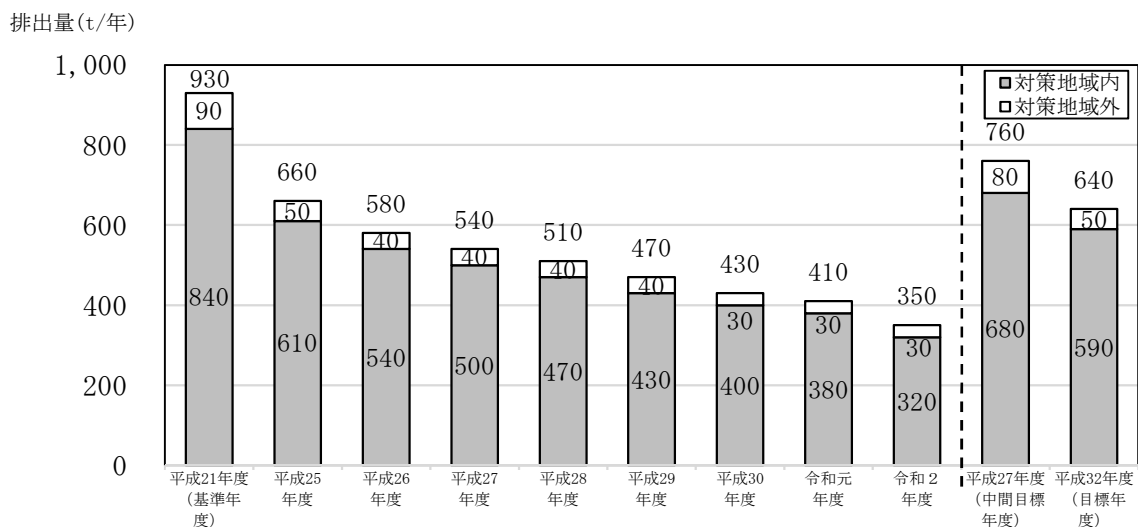


図4 自動車排出粒子状物質の排出量の推移



(3) 次期総量削減計画素案の概要

ア 計画策定における基本的な考え方

国の変更後の基本方針では、総量の削減に関する目標は、令和8年度までに対策地域において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保すること、すなわち現状の目標の維持となっており、施策の追加・修正もされていない。

このため、県の計画においても、国の基本方針に則して、施策の追加は行わず、現状の目標を維持することとする。

イ 計画の対象地域

法第6条及び第8条に基づき指定された対策地域を含む県内全域とする。

ウ 計画の目標

大気環境の維持を目標とし、令和8年度まで、県内全域における大気環境基準を確保した状態を維持する。

エ 目標達成に必要な総量

(ア) 窒素酸化物

県内における窒素酸化物の総排出量を、平成21年度の62,000トンから、令和8年度に48,300トンまで削減することを目標とする。

そのために、自動車から排出される窒素酸化物の量を、平成21年度の19,900トンから、10,800トン以下まで削減した状態を、令和8年度まで維持する。

(イ) 粒子状物質

県内における粒子状物質の総排出量を、平成21年度の3,310トンから、令和8年度に2,830トンまで削減することを目標とする。

そのために、自動車から排出される粒子状物質の量を、平成21年度の930トンから、640トン以下まで削減した状態を、令和8年度まで維持する。

オ 計画の達成期間

令和6年4月1日から令和8年度まで

※ 計画の達成期間を定めた「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」の施行日は令和6年4月1日に設定されている。

カ 目標達成のための施策

(ア) 自動車単体規制の強化等

大気汚染防止法に基づく新車に係る排出ガス規制である「単体規制」の強化等を進める。

(イ) 車種規制の実施

法に基づき、排出ガス基準を満たさない車両の対策地域内における車検登録や更新を認めない「車種規制」を適正かつ確実に実施する。

(ウ) 運行規制等の実施

神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、粒子状物質の排出基準に適合しないディーゼルトラック・バス等の県内運行を禁止する「運行規制」等を実施する。

(エ) 低公害車の普及促進

大気汚染防止法に基づく新車の排出ガス規制値よりも一定割合以上排出ガスを低減させた自動車や、電気自動車、燃料電池自動車の普及等を促進する。

(オ) エコドライブの普及推進

関係機関による実車・座学・シミュレーターを活用した講習会の開催や環境イベントでの啓発活動等を実施する。

(カ) 自動車交通需要の調整・低減

荷物の運搬を依頼する事業者と車両の有効活用を図ろうとする運送事業者をマッチングさせる求荷求車情報ネットワークの活用等による物流の効率化、鉄道及び海運の積極的な活用、公共交通機関の利便性の向上を促進する。

(キ) 交通流対策の推進

幹線道路ネットワークの整備等による交通流の円滑化、道路情報提供サービスの推進等による適正な交通管理等を進める。

(ク) 局地汚染対策の推進

県内で最も二酸化窒素濃度が高く、今後も常時監視結果の動向を注視する必要がある東京大師横浜線周辺の地域について、関係機関が連携し、川崎市条例に基づく「エコ運搬制度」による低公害車の利用等の要請、県の「事業者向け自動車利用ガイドライン」に基づく自主的な取組の推進、大型車に対する「環境ロードプライシング」による高速湾岸線への誘導、初冬季など二酸化窒素が高濃度となりやすい時期における地域の荷主・運送事業者等への重点的な啓発

や取組の要請を行う。

キ 計画の推進

国、県、市町村、県警、道路管理者、関係団体、荷主、発注者、運送事業者等が連携して取組を行う。

また、施策の進捗状況を毎年、把握・評価する。

3 今後のスケジュール（予定）

令和5年6月 素案について県民意見募集

12月 県議会へ計画案を報告

環境審議会へ計画案を報告

令和6年1月 神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会で計画案を審議

2月 環境大臣へ計画案の協議

3月 計画の公告